

下呂市告示第 91 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、  
農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和4年4月10日

下呂市長 山 内 登

1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

下呂市萩原町羽根2605番地 1

下呂総合庁舎内 農林部農務課 農業委員会事務局